短期入所生活介護重要事項説明書

１　戸田ほほえみの郷ショートステイの概要

（1）提供できるサービスの種類　　短期入所生活介護サービス及び付随サービス

（2）施設の名称及び所在地等

施設名称	戸田ほほえみの郷
所在地	埼玉県戸田市大字上戸田５番地の４
介護保険指定番号	短期入所生活介護（埼玉県１１７１９００１７６ 号）

（3） 職員体制

	資格	業務内容	配置人数
管理者	施設長	サービス管理全般	1
医師	嘱託医 （市立市民医療センターより）	医療、健康管理等	1
生活相談員	社会福祉士等	生活上の相談等	２（兼務）
栄養士	管理栄養士	栄養管理等	3
機能訓練指導員	理学療法士 看護職員	リハビリテーション 機能回復訓練等	１．７（兼務）
看護職員	正看護師	健康管理業務等	※2 ４．４（兼務）
介護職員	介護福祉士	日常介護業務等	※2 ８．９
	ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ１～２級		

※１　当施設は、開設当初から特別養護老人ホームと短期入所生活介護事業を一体として業務運営しております。（指定基準（３：１）は超えております。）

※２　介護、看護職員の職員数は、常勤換算数です。

（4）設備の概要

定員（１日あたり）	２０名	静養室	１　室
食堂	１　室	浴室	一般浴室、機械浴室
機能回復訓練室	１　室	医務室	１　室
居室	４人部屋　　（１室 ４０．３２㎡）		

２　サービスについての相談窓口

電話　　０４８－４３２－９８２２

担当　　戸田ほほえみの郷　短期入所生活介護担当

＊不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

※　当事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決のための第三者委員を設置しております。苦情、要望等は、第三者委員へ直接お申し出いただくことができます。

＜苦情解決第三者委員＞

○●●　●●　氏　（戸田市民生委員・児童委員）　０４８－　　－

○●●　●●　氏　（戸田市人権擁護委員）　０４８－　　－

３　サービス内容

契約書別紙のとおり。

４　利用料金

契約書別紙のとおり。

５　利用中の中止

健康チェックの結果、体調が悪かった場合、入院した場合及び契約が自動終了となる場合はご利用を中止させていただきます。

６　支払方法

料金を月ごとに集計し、請求いたしますので翌月２８日に預金口座振替にてお支払いください。お支払い後、領収証を発行します。

７　サービスの利用方法

（1）サービスの利用申込み

ご利用期間が決定したら、居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼されている介護支援専門員等を通してご連絡ください。初回利用時に契約を締結します。なお、入所時には家族の方に立ち会っていただきます。

（2）サービス利用契約の終了

①　利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は速やかにご連絡ください。契約は自動的に終了し予約は無効となります。

・ 利用者が介護保険施設に入所した場合

・ 介護保険給付・介護予防給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（ 自立 ）と認定された場合

・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ 利用者がサービス利用料金の支払いを滞納し、料金を支払うよう催告したのにかかわらず、１５日以内に支払わない場合や利用者またはその家族が事業者またはサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

8 当施設のサービスの特徴等

（1）運営の方針

政令で定める基準に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した短期入所生活介護の運営を図ります。

（2）新規利用にあたって

医療行為のある方にあたっては、診断書の提出をお願いしています。

（3）サービス利用のために

・面会　午前７時００分～午後９時００分まで

・喫煙　敷地内は全面禁煙となっています。

・持ち込み　金銭、貴重品等は紛失の恐れがありますので、禁止しています。

・服装　利用期間中は、利用者またはご家族の希望により施設指定の衣服を着用できます。料金は別途かかります。

・所持品について　必ず記名していただきます。

9 非常災害対策

・ 防災時の対応　職員の指示に従ってください。

・ 防災設備　自動火災報告設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備
避難すべり台、消火器

・ 防災訓練　年２回実施しています。

・　防火管理権限者　　社会福祉法人　戸田市社会福祉事業団　理事長
・　自衛消防隊長　　社会福祉法人　戸田市社会福祉事業団　施設長

１０　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

１１　福祉サービス第三者評価の実施状況

当事業所において、第三者評価は実施していません。

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました 。

事業者
所在地　　埼玉県戸田市大字上戸田５番地の７
名　称　　社会福祉法人　戸田市社会福祉事業団
代表者氏名　　理 事 長　　印

説明者　　所　属　　戸田ほほえみの郷
氏　名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　所
氏　名　　印

代理人　　住　所
氏　名　　印